北海道運輸局公示第５５号
（令和６年１月２５日最終改正）

個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準

個人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件が付されたもの）の許可申請及び事業計画変更認可申請について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、輸送の安全の確保のための適切な事業計画及び事業遂行能力に関する主要事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年１月２３日

北海道運輸局長　中　本　光　夫

記

Ⅰ　許可（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４条第１項）

１　営業区域

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき北海道運輸局長が定める次のいずれかの地域を営業区域とするものであること。

（１）札幌交通圏（札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成１７年１０月１日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。）、北広島市）

（２）小樽市

（３）函館交通圏（函館市（ただし、平成１６年１２月１日に編入された旧南茅部町の区域を除く。）、北斗市、七飯町）

（４）旭川市

（５）室蘭市

（６）苫小牧交通圏（苫小牧市、白老町）

（７）釧路交通圏（釧路市（ただし、平成１７年１０月１１日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。）、釧路町）

（８）帯広交通圏（帯広市、音更町、芽室町、幕別町（ただし、平成１８年２月６日に編入された旧忠類村の区域を除く。））

（９）北見交通圏（北見市（ただし、平成１８年３月５日に新設された北見市におけ

る旧北見市及び旧端野町の区域に限る。））

２　年齢

申請日現在で６５歳未満であること。

３　運転経歴等

（１）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。

（２）申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

４　法令遵守状況

（１）申請日を含み申請日前（以下「申請日以前」という。）５年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。

また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の５年前においてその処分期間が終了していること。

①　法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分

②　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の違反による運転免許の取消し処分

③　タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分

④　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分

⑤　刑法（明治４０年法律第４５号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）、覚せい剤取締法（昭和２６年法律第２５２号）、売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分

⑥　自らの行為により、その選任者が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送

施設の使用停止以上の処分

⑦　一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第２３条の３の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

（２）申請日以前３年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。

ただし、申請日の１年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が１点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか１回に限っては、違反がないものとみなす。

（３）（１）又は（２）の違反により現に公訴を提起されていないこと。

５　資金計画

（１）所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

①　設備資金（③を除く。）

原則として７０万円以上（ただし、７０万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）

②　運転資金

原則として７０万円以上

③　自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

④　保険料

自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に定める自賠責保険料（保険期間１２ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

（２）所要資金の１００％以上の自己資金（自己名義の預貯金等）が、申請日以降常時確保されていること。

６　営業所

営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

（１）申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。

（２）申請する営業区域内に申請日現在において現に居住している等、居住の実態が認められるものであること。

（３）使用権原を有するものであること。

７　事業用自動車

使用権原を有するものであること。

８　自動車車庫

（１）申請する営業区域内にあり、営業所から直線で２キロメートル以内であること。

（２）計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。

（３）隣接する区域と明確に区分されているものであること。

（４）土地、建物について、１年以上の使用権原を有するものであること。

（５）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、農地法（昭和２７年法律第２２９号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

（６）計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）の規定に抵触しないものであること。

なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。

（７）確保の見通しが確実であること。

９　健康状態及び運転に関する適性

（１）保健所又は病院等において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等について診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。

（２）独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

１０　法令及び地理に関する知識

北海道運輸局長が実施する法令及び地理の試験に合格した者であること。

なお、法令及び地理の試験については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５８

号。以下「試験実施公示」という。)」で定めるところにより実施する。

ただし、申請する営業区域内において、申請日以前継続して１０年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として選任されている者で、申請日以前５年間無事故無違反であった者又は申請する営業区域内において、申請日以前継続して１５年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として選任されている者については、地理試験を免除する。

１１　欠格事由等

申請日以前３年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

１２　申請及び処分の時期等

（１）申請の受付

「個人タクシー事業の許可申請等の受付期間等の取扱い（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５７号。以下「受付期間等公示」という。)」で定める時期とする。

（２）法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施する。

（３）申請内容の確認

申請内容の確認のため、（２）の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。

（４）処分の時期

標準処理期間の範囲内において行う。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第３条の２第１項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、北海道運輸局長が別途公示する期間とする。

（５）その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第３条第１項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第１４条の２の規定に基づき却下処分とする。

Ⅱ　Ⅰ以外の営業区域等における許可（法第４条第１項）

１　営業区域

「法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５４号。以下「法人タクシー審査基準公示」という。)」の１（４）③別表２において、最低車両数を１両とする地域を営業区域とするもので

あること。

ただし、法人タクシー審査基準公示において「法人タクシー」とあるのは「個人タクシー」とする。

2　年齢

申請日現在の年齢が８０歳未満であること。

3　運転経歴等

Ｉ３（１）及び申請者が申請日以前に１年以上の個人タクシーの経験を有していること。

4　法令遵守状況

Ｉ４によるものとする。

5　資金計画

Ｉ５によるものとする。

6　営業所

Ｉ６（１）及び（３）によるものとする。

7　事業用自動車

Ｉ７によるものとする。

8　自動車車庫

Ｉ８によるものとする。

9　健康状態及び運転に関する適性

Ｉ９によるものとする。

１０　管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

（１）申請日現在の年齢が７５歳未満（①又は②）

①　申請する営業区域を管轄する運輸支局管内に営業所を設置している法人タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、個人タクシー事業者でないもの。以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制

の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

② 申請する営業区域が属する個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

（２）申請日現在の年齢が７５歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

１１　法令に関する知識

Ｉ１０によるものとする。

なお、申請日以前１年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

１２　申請及び処分の時期等

Ｉ１２によるものとする。

Ⅲ　許可等に付す期限及び条件（法第８６条第１項）

１　新規許可等に付す期限

（１）新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可にあっては、当該許可又は認可後３年間とする期限を付す。

（２）譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、２（１４）の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて、許可期限を譲渡譲受認可申請の認可日までとする。

２　新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、次の条件を付す。

（１）許可等の日から６ヶ月以内に事業を開始すること。

（２）引き続き有効な第二種運転免許を有すること。

なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消す。ただし、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、当該申請後やむを得ない事情により第二種運転免許を失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。

（３）使用する事業用自動車は１両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。

（４）患者等の輸送等特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。

（５）事業用自動車の両側面等に見やすいように、別に定める「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い（平成１６年１月２３日付け北海道運輸局公示第３８号)」に基づき表示すること。

（６）月に２日以上の定期休日を定めること。

（７）北海道運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事由がない限りこれに応じること。

（８）営業中は業務記録を携行するとともに、これに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第２５条第３項に規定する事項の他、同規則第２４条第１項第２号に定める酒気帯びの有無について記載し、１年間保存すること。

（９）タクシー業務適正化特別措置法第４６条に規定する「個人タクシー事業者乗務証」を車内に表示すること。

（１０）刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。

（１１）年齢が満６５歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第３８条第２項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けること。

（１２）旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項に定めるところにより、保健所又は病院等において健康診断を受診すること。

（１３）年齢が満７５歳の誕生日の前日（Ⅱ１０（２）により許可を受けた場合は、年齢が満８０歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わない。

（１４）１(２)により許可期限を譲渡譲受認可申請の認可日までとする場合にあっては、従前の許可期限の翌日から当該認可日までの間旅客の運送を行わないものとし、当該条件に違反したときは許可を取り消す。

Ⅳ　事業計画の変更の認可（法第１５条第１項）

Ⅰ及びⅡに定めるところに準じて審査する。

Ⅴ　譲渡譲受及び相続の認可（法第３６条第１項及び第３７条第１項）

１　譲渡譲受の認可

（１）譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有しているものであること。ただし、年齢が満８０歳の誕生日の前日以前

に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、Ⅲ１（２）が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

①　年齢が６５歳以上８０歳未満であること。

②　年齢が６５歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な事由があること。

③　年齢が６５歳未満で、２０年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

（２）譲受人の資格要件

Ｉに定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が７５歳以上８０歳未満の場合は、６０歳以下の者であること。

（３）申請及び処分の時期等

①　申請の受付

受付期間等公示で定める時期とする。

②　法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施する。

③　申請内容の確認

申請内容の確認のため、②の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。

④　処分の時期

標準処理期間の範囲内において行う。

２　相続の認可

（１）被相続人の死亡時における年齢が７５歳未満であること。

（２）相続人がＩに定める基準を満たす者であること。

（３）申請及び処分の時期等

①　申請の受付

受付期間等公示で定める時期とする。

②　法令及び地理の試験の実施

随時行う。

③　申請内容の確認

申請内容の確認のため、②の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。

④　処分の時期

標準処理期間の範囲内において行う。

Ⅵ　運送約款の認可

（１）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

（２）道路運送法施行規則第１２条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

Ⅶ　運賃及び料金の認可

別に定めるところにより行う。

Ⅷ　挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附　則

１　タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成１４年１月３１日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含むものとする。

２　事案の処理に際しては、本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い（平成１４年１月２２日付け北自旅二第４８８号)」によるものとする。

３　Ⅳ譲渡譲受及び相続の認可１（１）①に規定する資格要件については、既存事業者に限り改正法施行後１年間「６５歳以上７５歳以下」とする経過措置を設ける。

４　別表「個人タクシーの申請に係る運転経歴要件」に規定する申請時の年齢が３５歳以上６５歳未満の２については、改正法施行後２年間は「自動車の運転を職業とした期間が１０年以上で、申請する営業区域における期間が５年以上、かつ、申請日を含み申請日前３年以内に２年以上あること。」とする経過措置を設ける。

５　この公示は、平成１４年２月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成１６年８月１６日付け北海道運輸局公示第２７号）

１　この公示は、平成１６年９月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

２　事案の処理に際しては、本審査基準によるほか、別途公示する細部取扱いによるものとする。

附　則（平成１６年１２月１日付け北海道運輸局公示第５５号）

この公示は、平成１６年１２月１日から適用するものとする。

附　則（平成１７年４月２８日付け北海道運輸局公示第１４号）
　この公示は、平成１７年４月２８日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成１７年９月１５日付け北海道運輸局公示第４０号）
　この公示は、平成１７年１０月１日から適用するものとする。

附　則（平成１７年１０月３日付け北海道運輸局公示第４４号）
　この公示は、平成１７年１０月１１日から適用するものとする。

附　則（平成１８年１月１６日付け北海道運輸局公示第６６号）
　この公示は、平成１８年２月１日から適用するものとする。

附　則（平成１８年２月２日付け北海道運輸局公示第７０号）
　この公示は、公示の日から適用する。

附　則（平成１８年３月２日付け北海道運輸局公示第８４号）
　この公示は、平成１８年３月５日から適用するものとする。

附　則（平成２０年９月２５日付け北海道運輸局公示第６２号）
　この公示は、公示の日から適用する。

附　則（平成２１年３月２日付け北海道運輸局公示第１０３号）
　この公示は、平成２１年４月１日から適用するものとする。

附　則（平成２３年１２月２８日付け北海道運輸局公示第３９号）
　この公示は、平成２４年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成２６年１月２７日付け北海道運輸局公示第８６号）
　この公示は、平成２６年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成２７年１月２９日付け北海道運輸局公示第５１号）
　この公示は、平成２７年４月１日以降に処分するものから適用するものとする。

附　則（平成２８年１２月２０日付け北海道運輸局公示第６５号）

この公示は、平成２８年１２月２０日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（令和２年１月２７日付け北海道運輸局公示第８４号）

１　この公示は、令和２年１月２７日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

２　この公示の施行前に個人タクシーの許可等を受けている者は、上記Ⅳ１に定める譲渡譲受認可申請と同時又はその申請後に、許可等に付された条件を上記Ⅱに変更することができるものとする。

附　則（令和３年３月１９日付け北海道運輸局公示第７１号）

この公示は、令和３年３月１９日以降に処分するものから適用する。

附　則（令和６年１月２５日付け北海道運輸局公示第８９号）

この公示は、令和６年１月２５日以降に処分するものから適用する。

なお、改正後のⅢ２（１３）については、平成１４年１月３１日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

別　表

個人タクシーの申請に係る運転経歴要件

申請時の年齢	運転経歴要件
３５歳未満	１　申請する営業区域内において、申請日以前継続して１０年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者において運転者として選任されているものであること。 ２　申請日以前継続して１０年以上無事故無違反の優良運転者であること。
３５歳以上６５歳未満	１　申請日以前２５年間のうち、自動車（※適用１）の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として選任されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が１０年以上であること。 　この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は５０％に換算する。 ２　申請する営業区域内において、申請日を含み申請日前３年以内に２年以上タクシー・ハイヤーの運転者として選任されていた者であること

（適　用）

１　自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（患者等の輸送等特殊なサービスの用に供する自動車に限る。）で四輪以上の自動車とする。

２　「３５歳以上６５歳未満」の２に規定する「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、申請日を含み申請日前３年以内に、当初タクシー・ハイヤー運転者として選任され、引き続き運行管理者又は整備管理者に選任された者を含む。